



2026/02/20 15:59 現在の情報です。

東京都千代田区麹町五丁目1番地1  
芙蓉総合リース株式会社

会社法人等番号	0100-01-028689	
商号	芙蓉総合リース株式会社	
本店	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	平成30年 1月 1日変更 平成30年 1月 4日修正
	東京都千代田区麹町五丁目1番地1	令和 2年 6月 1日移転 令和 2年 6月 1日登記
電子提供措置に関する規定	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 9月 1日設定 令和 4年 9月 5日登記
公告をする方法	電子公告とする。 <a href="http://www.fgl.co.jp/IR/koukoku/koukoku.asp">http://www.fgl.co.jp/IR/koukoku/koukoku.asp</a> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。	平成19年 6月26日変更 平成19年 7月 9日登記
	電子公告とする。 <a href="https://www.fgl.co.jp/ir/koukoku.html">https://www.fgl.co.jp/ir/koukoku.html</a> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。	平成29年 4月28日変更 令和 7年 2月19日登記
会社成立の年月日	昭和44年5月1日	
目的	<p>1. 下記の物件および権利のリース業</p> <p>(1) 機械・器具・工具類 工作機械および工具類 鉱山・選鉱機械、建設土木機械、荷役・運搬機器 化学機械および装置、冷凍機、繊維機械 林業・水産用機械、その他の産業機械 精密機器、計測機器、光学機器 事務用機械器具 電気・電子機器および装置 自動車、鉄道車輛、船舶、航空機、その他の輸送機械 通信機器、医療保健用機器 商業店舗用設備機器 洗車場等のサービス施設用設備機器</p> <p>(2) 不動産</p> <p>(3) 商標権、特許権、実用新案権、意匠権等の無体財産権</p> <p>2. 前号に掲げた物件および権利の売買、割賦販売および輸出入業務</p> <p>3. 古物営業</p> <p>4. 金融業務</p> <p>5. 不動産の仲介、鑑定および管理業務</p> <p>6. 発電事業および電力をはじめとするエネルギーの供給、売買等に関する事業ならびに環境・エネルギー分野における商品・サービスの提供に関する事業</p> <p>7. 企業経営等に関するコンサルティング業務</p> <p>8. 他の事業者に係る管理業務・情報処理業務等のアウトソーシング受託業務および支援業務</p> <p>9. 第二種金融商品取引業</p> <p>10. 金銭清算事務および集金代行業務</p> <p>11. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業</p> <p>12. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>令和 2年 6月23日変更 令和 2年 7月 6日登記</p>	
単元株式数	100株	平成15年 7月25日設定 平成15年 7月25日登記

発行可能株式総数	1億株	平成15年 7月25日変更 平成15年 7月25日登記	
	3億株	令和 7年 4月 1日変更 令和 7年 4月 1日登記	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3028万7810株	平成16年12月27日変更 平成16年12月28日登記	
	発行済株式の総数 9086万3430株	令和 7年 4月 1日変更 令和 7年 4月 1日登記	
資本金の額	金105億3216万3400円	平成16年12月27日変更 平成16年12月28日登記	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店 令和 3年11月22日変更	令和 3年11月22日登記	
役員に関する事項	取締役 細井 聡 一	令和 4年 6月23日重任 令和 4年 7月 5日登記	
		取締役 細井 聡 一	令和 5年 6月23日重任 令和 5年 7月 5日登記
	令和 6年 3月31日辞任 令和 6年 4月 1日登記		
	取締役 辻田 泰 徳		令和 4年 6月23日重任 令和 4年 7月 5日登記
			取締役 辻田 泰 徳
	取締役 辻田 泰 徳	令和 6年 6月21日重任 令和 6年 7月 3日登記	
		取締役 辻田 泰 徳	令和 7年 6月24日重任 令和 7年 7月 4日登記
	取締役 一色 誠 一		令和 4年 6月23日重任 令和 4年 7月 5日登記
		取締役 一色 誠 一	令和 5年 6月23日重任 令和 5年 7月 5日登記
	取締役 一色 誠 一		令和 6年 6月21日重任 令和 6年 7月 3日登記
		令和 7年 6月24日退任 令和 7年 7月 4日登記	
		取締役 市川 秀 夫	令和 4年 6月23日重任 令和 4年 7月 5日登記
	取締役 市川 秀 夫		令和 5年 6月23日重任 令和 5年 7月 5日登記
		取締役 市川 秀 夫	令和 6年 6月21日重任

取締役	市川秀夫	令和 6年 7月 3日登記
		令和 7年 6月 24日重任
		令和 7年 7月 4日登記
取締役	山村雅之	令和 4年 6月 23日重任
		令和 4年 7月 5日登記
取締役	山村雅之	令和 5年 6月 23日重任
		令和 5年 7月 5日登記
取締役	山村雅之	令和 6年 6月 21日重任
		令和 6年 7月 3日登記
取締役	山村雅之	令和 7年 6月 24日重任
		令和 7年 7月 4日登記
取締役	高田桂治	令和 4年 6月 23日重任
		令和 4年 7月 5日登記
取締役	高田桂治	令和 5年 6月 23日重任
		令和 5年 7月 5日登記
取締役	高田桂治	令和 6年 6月 21日重任
		令和 6年 7月 3日登記
取締役	高田桂治	令和 7年 6月 24日重任
		令和 7年 7月 4日登記
取締役	織田寛明	令和 4年 6月 23日重任
		令和 4年 7月 5日登記
取締役	織田寛明	令和 5年 6月 23日重任
		令和 5年 7月 5日登記
取締役	織田寛明	令和 6年 6月 21日重任
		令和 6年 7月 3日登記
取締役	織田寛明	令和 7年 6月 24日重任
		令和 7年 7月 4日登記
取締役	松本博子	令和 4年 6月 23日重任
		令和 4年 7月 5日登記
取締役	松本博子	令和 5年 6月 23日重任
		令和 5年 7月 5日登記
取締役	松本博子	令和 6年 6月 21日重任
		令和 6年 7月 3日登記
取締役	松本博子	令和 7年 6月 24日重任
		令和 7年 7月 4日登記
取締役	岸田勇輔	令和 4年 6月 23日就任
		令和 4年 7月 5日登記
取締役	岸田勇輔	令和 5年 6月 23日重任

	令和 5年 7月 5日登記
取締役 岸田 勇輔	令和 6年 6月 21日重任
	令和 6年 7月 3日登記
取締役 岸田 勇輔	令和 7年 6月 24日重任
	令和 7年 7月 4日登記
取締役 高橋 博	令和 6年 6月 21日就任
	令和 6年 7月 3日登記
取締役 高橋 博	令和 7年 6月 24日重任
	令和 7年 7月 4日登記
取締役 益 一哉	令和 7年 6月 24日就任
	令和 7年 7月 4日登記
東京都世田谷区北烏山一丁目30番14号 代表取締役 織田 寛明	令和 4年 6月 23日重任
	令和 4年 7月 5日登記
東京都世田谷区北烏山一丁目30番14号 代表取締役 織田 寛明	令和 5年 6月 23日重任
	令和 5年 7月 5日登記
東京都世田谷区北烏山一丁目30番14号 代表取締役 織田 寛明	令和 6年 6月 21日重任
	令和 6年 7月 3日登記
東京都世田谷区 代表取締役 織田 寛明	令和 7年 6月 24日重任
	令和 7年 7月 4日登記
横浜市戸塚区品濃町536番地4中央街区B棟 1409号 代表取締役 細井 聡一	令和 4年 6月 23日重任
	令和 4年 7月 5日登記
横浜市戸塚区品濃町536番地4中央街区B棟 1409号 代表取締役 細井 聡一	令和 5年 6月 23日重任
	令和 5年 7月 5日登記
	令和 6年 3月 31日辞任
	令和 6年 4月 1日登記
東京都世田谷区深沢三丁目27番17-315号 代表取締役 高田 桂治	令和 4年 6月 23日重任
	令和 4年 7月 5日登記
東京都世田谷区深沢三丁目27番17-315号 代表取締役 高田 桂治	令和 5年 6月 23日重任
	令和 5年 7月 5日登記
東京都世田谷区深沢三丁目27番17-315号 代表取締役 高田 桂治	令和 6年 6月 21日重任
	令和 6年 7月 3日登記
東京都世田谷区 代表取締役 高田 桂治	令和 7年 6月 24日重任
	令和 7年 7月 4日登記
東京都渋谷区神宮前六丁目33番9号パークハウス神宮前405 代表取締役 岸田 勇輔	令和 6年 4月 1日就任
	令和 6年 4月 1日登記
東京都渋谷区神宮前六丁目33番9号パークハウス神宮前405 代表取締役 岸田 勇輔	令和 6年 6月 21日重任
	令和 6年 7月 3日登記
東京都渋谷区 代表取締役 岸田 勇輔	令和 7年 6月 24日重任
	令和 7年 7月 4日登記

	監査役	鶴田義人	令和 2年 6月 23日就任
			令和 2年 7月 6日登記
			令和 6年 6月 21日退任
			令和 6年 7月 3日登記
	監査役	米川孝	令和 3年 6月 23日就任
	(社外監査役)		令和 3年 7月 6日登記
			令和 7年 6月 24日退任
			令和 7年 7月 4日登記
	監査役	井本裕	令和 3年 6月 23日就任
	(社外監査役)		令和 3年 7月 6日登記
	監査役	井本裕	令和 7年 6月 24日重任
	(社外監査役)		令和 7年 7月 4日登記
	監査役	中村雅春	令和 4年 6月 23日就任
			令和 4年 7月 5日登記
			令和 6年 11月 8日辞任
			令和 6年 11月 8日登記
監査役	森川仁人	令和 6年 6月 21日就任	
		令和 6年 7月 3日登記	
監査役	岡崎友彦	令和 7年 6月 24日就任	
		令和 7年 7月 4日登記	
監査役	大久保英明	令和 7年 6月 24日就任	
(社外監査役)		令和 7年 7月 4日登記	
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	令和 4年 6月 23日重任	
		令和 4年 7月 5日登記	
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	令和 5年 6月 23日重任	
		令和 5年 7月 5日登記	
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	令和 6年 6月 21日重任	
		令和 6年 7月 3日登記	
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	令和 7年 6月 24日重任	
		令和 7年 7月 4日登記	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、法令の定める限度まで取締役の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、法令の定める限度まで監査役の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、法令の定める限度まで会計監査人の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>平成27年 6月 24日変更 平成27年 7月 6日登記</p>		
支店	1 大阪市中央区高麗橋四丁目4番9号	平成21年 2月 23日移転	
		平成21年 2月 26日登記	
	2 名古屋市中区錦二丁目2番2号	平成22年 3月 15日移転	
		平成22年 3月 23日登記	

3 福岡市中央区天神二丁目14番13号	令和 1年 9月 2日移転
	令和 1年 9月 9日登記
福岡市中央区天神二丁目8番49号	令和 7年 5月19日移転
	令和 7年 5月21日登記
4 広島市中区立町1番20号	
広島県広島市中区袋町4番25号	令和 7年 3月 3日移転
	令和 7年 3月 4日登記
5 仙台市青葉区中央一丁目6番35号	
	平成22年 8月 2日移転
	平成22年 8月 5日登記
8 札幌市中央区北三条西三丁目1番44	
10 横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番地の13	
11 東京都台東区上野三丁目16番5号	平成23年 8月29日移転
	平成23年 9月 1日登記
13 静岡県葵区御幸町5番地9	平成17年 4月 1日変更
	平成17年 4月 7日修正
18 群馬県高崎市八島町265番地	平成25年 2月23日変更
	平成25年 2月27日登記
24 石川県金沢市上堤町1番12号	平成21年11月 1日変更
	平成21年11月 2日登記
25 兵庫県神戸市中央区江戸町95番地	平成13年 7月 2日移転
	平成13年 7月11日登記
29 京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地	平成14年 7月29日移転
	平成14年 8月 5日登記
35 岡山市北区本町6番36号	平成31年 4月 1日設置
	平成31年 4月 1日登記
新株予約権	芙蓉総合リース株式会社第2回新株予約権 新株予約権の数
	<u>846個</u>
	<u>729個</u>
	平成21年12月15日変更
	平成21年12月16日登記
	<u>685個</u>
	平成23年 5月31日変更
	平成23年 6月10日登記
	<u>638個</u>
	平成24年 4月30日変更
	平成24年 5月10日登記
	<u>599個</u>
	平成24年 9月30日変更
	平成24年10月10日登記
	<u>593個</u>
	平成24年12月31日変更
	平成25年 1月10日登記
	<u>561個</u>
	平成25年 3月31日変更
	平成25年 4月 9日登記
	<u>517個</u>
	平成25年 4月30日変更
	平成25年 5月10日登記
	<u>495個</u>
	平成26年 3月31日変更
	平成26年 4月10日登記
	<u>360個</u>
	平成27年 4月30日変更
	平成27年 5月12日登記
	<u>342個</u>
	平成27年 6月30日変更
	平成27年 7月 6日登記

313個	平成27年 7月31日変更	平成27年 8月11日登記
293個	平成27年 8月31日変更	平成27年 9月11日登記
254個	平成27年 9月30日変更	平成27年10月 9日登記
236個	平成28年 2月29日変更	平成28年 3月11日登記
230個	平成28年12月31日変更	平成29年 1月12日登記
212個	平成29年 4月30日変更	平成29年 5月11日登記
174個	平成29年 7月31日変更	平成29年 8月 7日登記
154個	平成29年11月30日変更	平成29年12月11日登記
136個	平成30年 5月31日変更	平成30年 6月12日登記
124個	平成30年11月30日変更	平成30年12月11日登記
104個	令和 1年 5月31日変更	令和 1年 6月11日登記
86個	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記
68個	令和 4年 4月30日変更	令和 4年 5月10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 8万4600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 7万2900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成21年12月15日変更 平成21年12月16日登記

当社普通株式 6万8500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成23年 5月31日変更 平成23年 6月10日登記

当社普通株式 6万3800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成24年 4月30日変更 平成24年 5月10日登記

当社普通株式 5万9900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成24年 9月30日変更 平成24年10月10日登記

当社普通株式 5万9300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、



整を行うことができる。

平成27年 8月31日変更 平成27年 9月11日登記  
当社普通株式 2万5400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成27年 9月30日変更 平成27年10月 9日登記  
当社普通株式 2万3600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成28年 2月29日変更 平成28年 3月11日登記  
当社普通株式 2万3000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成28年12月31日変更 平成29年 1月12日登記  
当社普通株式 2万1200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年 4月30日変更 平成29年 5月11日登記  
当社普通株式 1万7400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年 7月31日変更 平成29年 8月 7日登記  
当社普通株式 1万5400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年11月30日変更 平成29年12月11日登記  
当社普通株式 1万3600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 5月31日変更 平成30年 6月12日登記  
当社普通株式 1万2400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

平成30年11月30日変更 平成30年12月11日登記  
当社普通株式 1万400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付  
与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

令和1年5月31日変更 令和1年6月11日登記  
当社普通株式 8600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付  
与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

令和3年3月31日変更 令和3年4月9日登記  
当社普通株式 6800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付  
与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

令和4年4月30日変更 令和4年5月10日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）  
により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に  
新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）  
とする。

①算式

$$C = S e^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の $d_1$ および $d_2$ は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left[r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right] t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = \frac{d_1 - \sigma\sqrt{t}}{\sigma\sqrt{t}}$$

②上記算式の記号の趣旨等

イ. 1株当たりのオプション価格（C）

ロ. 株価（S）：平成21年10月14日の東京証券取引所における当社  
普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）

ハ. 行使価格（X）：1円

ニ. 予想残存期間（t）：4年3ヶ月

ホ. ボラティリティ（ $\sigma$ ）：4年3ヶ月間（平成17年7月15日から平  
成21年10月14日）の各取引日における当社普通株式の普通取引  
の終値に基づき算出

ヘ. 無リスクの利率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の  
利率

ト. 配当利回り（ $\lambda$ ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出

チ. 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を  
行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を  
1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年10月15日から平成31年10月14日まで（以下、「行使可  
能期間」という）

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査  
役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日か  
ら5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限  
り、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取  
締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。

③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌

日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、割当契約に従い別途合意するところに従い、相続人において新株予約権を行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案

ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

三. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成21年10月15日発行  
平成21年10月21日登記

令和5年5月31日新株予約権全部行使

令和 5年 6月 6日登記

芙蓉総合リース株式会社第3回新株予約権

新株予約権の数

613個

598個

569個

平成24年 4月30日変更

平成24年 5月10日登記

平成24年 9月30日変更

平成24年10月10日登記

545個

平成25年 3月31日変更

平成25年 4月 9日登記

512個

平成25年 4月30日変更

平成25年 5月10日登記

492個

平成26年 1月31日変更

平成26年 2月 6日登記

404個

平成27年 4月30日変更

平成27年 5月12日登記

381個

平成27年 7月31日変更

平成27年 8月11日登記

352個

平成27年 9月30日変更

平成27年10月 9日登記

338個

平成28年 1月31日変更

平成28年 2月 4日登記

324個

平成28年 2月29日変更

平成28年 3月11日登記

314個

平成28年11月30日変更

平成28年12月 8日登記

300個

平成28年12月31日変更

平成29年 1月12日登記

290個

平成29年 1月31日変更

平成29年 2月 9日登記

276個

平成29年 3月31日変更

平成29年 4月13日登記

262個

平成29年 4月30日変更

平成29年 5月11日登記

234個

平成29年 7月31日変更

平成29年 8月 7日登記

220個

平成30年 5月31日変更

平成30年 6月12日登記

212個

平成30年11月30日変更

平成30年12月11日登記

198個

平成31年 4月30日変更

令和 1年 5月13日登記

183個

令和 1年 5月31日変更

令和 1年 6月11日登記

163個

令和 1年11月30日変更

令和 1年12月12日登記

149個

令和 3年 3月31日変更

令和 3年 4月 9日登記

135個

令和 4年 3月31日変更

令和 4年 4月 1日登記

121個

令和 4年 4月30日変更 令和 4年 5月10日登記

33個

令和 5年 5月31日変更 令和 5年 6月 6日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 6万1300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 5万9800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成24年 4月30日変更 平成24年 5月10日登記

当社普通株式 5万6900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成24年 9月30日変更 平成24年10月10日登記

当社普通株式 5万4500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 9日登記

当社普通株式 5万1200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成25年 4月30日変更 平成25年 5月10日登記

当社普通株式 4万9200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成26年 1月31日変更 平成26年 2月 6日登記

当社普通株式 4万400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月12日登記

当社普通株式 3万8100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）

または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成27年 7月31日変更 平成27年 8月11日登記  
当社普通株式 3万5200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成27年 9月30日変更 平成27年10月 9日登記  
当社普通株式 3万3800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成28年 1月31日変更 平成28年 2月 4日登記  
当社普通株式 3万2400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成28年 2月29日変更 平成28年 3月11日登記  
当社普通株式 3万1400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成28年11月30日変更 平成28年12月 8日登記  
当社普通株式 3万株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成28年12月31日変更 平成29年 1月12日登記  
当社普通株式 2万9000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年 1月31日変更 平成29年 2月 9日登記  
当社普通株式 2万7600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年 3月31日変更 平成29年 4月13日登記



事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 3月31日変更 令和 3年 4月 9日登記  
当社普通株式 1万3500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 3月31日変更 令和 4年 4月 1日登記  
当社普通株式 1万2100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 4月30日変更 令和 4年 5月10日登記  
当社普通株式 3300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 5月31日変更 令和 5年 6月 6日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-rt} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の $d_1$ および $d_2$ は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left[r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right]t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = \frac{d_1 - \sigma\sqrt{t}}{\sigma\sqrt{t}}$$

②上記算式の記号の趣旨等

- イ. 1株当たりのオプション価格（C）
- ロ. 株価（S）：平成22年10月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）
- ハ. 行使価格（X）：1円
- ニ. 予想残存期間（t）：4年3ヶ月
- ホ. ボラティリティ（ $\sigma$ ）：4年3ヶ月間（平成18年7月15日から平成22年10月14日）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ヘ. 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率
- ト. 配当利回り（ $\lambda$ ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出
- チ. 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間  
平成22年10月15日から平成52年10月14日まで（以下、「行使可能期間」という）

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。
- ③当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、割当契約に従い別途合意するところに従い、相続人において新株予約

権を行使することができる。  
 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件  
 ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。  
 ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。  
 イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
 ロ. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案  
 ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案  
 ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
 ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成22年10月15日発行  
 平成22年10月21日登記

令和5年7月31日新株予約権全部行使  
 令和5年8月3日登記

芙蓉総合リース株式会社第4回新株予約権  
 新株予約権の数

548個			
518個	平成25年	4月30日変更	平成25年 5月10日登記
438個	平成27年	4月30日変更	平成27年 5月12日登記
426個	平成27年	7月31日変更	平成27年 8月11日登記
400個	平成27年	9月30日変更	平成27年10月 9日登記
374個	平成28年	2月29日変更	平成28年 3月11日登記
362個	平成28年	12月31日変更	平成29年 1月12日登記
336個	平成29年	8月31日変更	平成29年 9月11日登記
326個	平成29年	9月30日変更	平成29年10月10日登記
314個	平成29年	12月31日変更	平成30年 1月12日登記
298個	平成30年	1月31日変更	平成30年 2月 9日登記
286個	平成30年	3月31日変更	平成30年 4月12日登記
260個	平成30年	5月31日変更	平成30年 6月12日登記
248個	平成30年	8月31日変更	平成30年 9月12日登記
222個	令和 1年	5月31日変更	令和 1年 6月11日登記
198個	令和 3年	1月31日変更	令和 3年 2月10日登記
186個	令和 3年	3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記
174個	令和 4年	4月30日変更	令和 4年 5月10日登記
162個	令和 4年	9月30日変更	令和 4年10月 6日登記
150個	令和 5年	4月30日変更	令和 5年 5月 9日登記
70個	令和 5年	5月31日変更	令和 5年 6月 6日登記
26個	令和 5年	7月31日変更	令和 5年 8月 3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法  
 当社普通株式 5万4800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
 ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

当社普通株式 5万1800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、  
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

平成25年 4月30日変更 平成25年 5月10日登記

当社普通株式 4万3800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、  
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月12日登記

当社普通株式 4万2600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、  
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

平成27年 7月31日変更 平成27年 8月11日登記

当社普通株式 4万株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株  
式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

平成27年 9月30日変更 平成27年10月 9日登記

当社普通株式 3万7400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、  
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

平成28年 2月29日変更 平成28年 3月11日登記

当社普通株式 3万6200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、  
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

平成28年12月31日変更 平成29年 1月12日登記

当社普通株式 3万3600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、  
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

平成29年 8月31日変更 平成29年 9月11日登記

当社普通株式 3万2600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、  
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）

または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年 9月30日変更 平成29年10月10日登記  
当社普通株式 3万1400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成29年12月31日変更 平成30年 1月12日登記  
当社普通株式 2万9800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 1月31日変更 平成30年 2月 9日登記  
当社普通株式 2万8600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 3月31日変更 平成30年 4月12日登記  
当社普通株式 2万6000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 5月31日変更 平成30年 6月12日登記  
当社普通株式 2万4800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 8月31日変更 平成30年 9月12日登記  
当社普通株式 2万2200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月11日登記  
当社普通株式 1万9800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月10日登記

当社普通株式 1万8600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 3月31日変更 令和 3年 4月 9日登記

当社普通株式 1万7400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 4月30日変更 令和 4年 5月10日登記

当社普通株式 1万6200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 9月30日変更 令和 4年10月 6日登記

当社普通株式 1万5000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月 9日登記

当社普通株式 7000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 5月31日変更 令和 5年 6月 6日登記

当社普通株式 2600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 7月31日変更 令和 5年 8月 3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の $d_1$ および $d_2$ は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left[r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right] t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = \frac{d_1 - \sigma \sqrt{t}}{\sigma \sqrt{t}}$$

②上記算式の記号の趣旨等

イ. 1株当たりのオプション価格（C）

ロ. 株価（S）：平成23年10月13日の東京証券取引所における当社

普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）

ハ. 行使価格（X）：1円

ニ. 予想残存期間（t）：4年3ヶ月

ホ. ボラティリティ（σ）：4年3ヶ月間（平成19年7月14日から平成23年10月13日）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

ヘ. 無リスクの利率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の利率

ト. 配当利回り（λ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出

チ. 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年10月14日から平成33年10月13日まで（以下、「行使可能期間」という）

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。

③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件に従い、相続人において新株予約権を行使することができる。

（1）本新株予約権を単独の相続人が相続すること。

（2）本新株予約権を単独の相続人が行使すること。

（3）相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案

ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成23年10月14日発行

平成23年10月24日登記

令和6年9月30日新株予約権全部行使

令和6年10月7日登記

芙蓉総合リース株式会社第5回新株予約権

新株予約権の数

730個

629個

613個

576個

560個

528個

495個

483個

463個

431個

平成27年 4月30日変更

平成27年 7月31日変更

平成28年 4月30日変更

平成29年 1月31日変更

平成29年 5月31日変更

平成29年 8月31日変更

平成30年 1月31日変更

平成30年 2月28日変更

平成30年 5月31日変更

平成27年 5月12日登記

平成27年 8月11日登記

平成28年 5月12日登記

平成29年 2月9日登記

平成29年 6月13日登記

平成29年 9月11日登記

平成30年 2月9日登記

平成30年 3月13日登記

平成30年 6月12日登記

415個	平成30年 9月30日変更	平成30年10月11日登記
382個	令和 1年 5月31日変更	令和 1年 6月11日登記
366個	令和 2年 1月31日変更	令和 2年 2月12日登記
350個	令和 2年 2月29日変更	令和 2年 3月11日登記
334個	令和 2年 3月31日変更	令和 2年 4月10日登記
318個	令和 2年 7月31日変更	令和 2年 8月11日登記
302個	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記
		令和 4年 5月10日抹消
318個		令和 4年 5月10日抹消 により回復
		令和 4年 5月10日抹消
334個		令和 4年 5月10日抹消 により回復
301個	令和 2年 6月26日変更	令和 4年 5月10日登記
285個	令和 2年 7月31日変更	令和 4年 5月10日登記
269個	令和 3年 3月31日変更	令和 4年 5月10日登記
237個	令和 4年 5月31日変更	令和 4年 6月 7日登記
221個	令和 4年 9月30日変更	令和 4年10月 6日登記
120個	令和 5年 5月31日変更	令和 5年 6月 6日登記
102個	令和 5年 7月31日変更	令和 5年 8月 3日登記
97個	令和 5年12月31日変更	令和 6年 1月10日登記
81個	令和 6年 2月29日変更	令和 6年 3月 7日登記
44個	令和 6年 7月31日変更	令和 6年 8月 6日登記
11個	令和 6年 9月30日変更	令和 6年10月 7日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 7万3000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 6万2900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月12日登記  
当社普通株式 6万1300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成27年 7月31日変更 平成27年 8月11日登記  
当社普通株式 5万7600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、



整を行うことができる。

平成30年 9月30日変更 平成30年10月11日登記  
当社普通株式 3万8200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月11日登記  
当社普通株式 3万6600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月12日登記  
当社普通株式 3万5000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 2年 2月29日変更 令和 2年 3月11日登記  
当社普通株式 3万3400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 2年 3月31日変更 令和 2年 4月10日登記  
当社普通株式 3万1800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 2年 7月31日変更 令和 2年 8月11日登記  
当社普通株式 3万200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 3月31日変更 令和 3年 4月 9日登記  
令和 4年 5月10日抹消  
当社普通株式 3万1800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 5月10日抹消  
により回復

令和 4年 5月10日抹消

当社普通株式 3万3400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 5月10日抹消  
により回復

当社普通株式 3万100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 2年 6月26日変更 令和 4年 5月10日登記

当社普通株式 2万8500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 2年 7月31日変更 令和 4年 5月10日登記

当社普通株式 2万6900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 3月31日変更 令和 4年 5月10日登記

当社普通株式 2万3700株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 5月31日変更 令和 4年 6月 7日登記

当社普通株式 2万2100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 9月30日変更 令和 4年10月 6日登記

当社普通株式 1万2000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 5月31日変更 令和 5年 6月 6日登記

当社普通株式 1万200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 7月31日変更 令和 5年 8月 3日登記  
当社普通株式 9700株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年12月31日変更 令和 6年 1月10日登記  
当社普通株式 8100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 2月29日変更 令和 6年 3月 7日登記  
当社普通株式 4400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 7月31日変更 令和 6年 8月 6日登記  
当社普通株式 1100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記  
当社普通株式 3300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 7年 4月 1日変更 令和 7年 4月 1日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の $d_1$ および $d_2$ は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left[r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right] t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = \frac{d_1 - \sigma \sqrt{t}}{\sigma \sqrt{t}}$$

②上記算式の記号の趣旨等

イ. 1株当たりのオプション価格（C）

ロ. 株価（S）：平成24年10月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）

ハ. 行使価格（X）：1円

ニ. 予想残存期間（t）：4年3ヶ月

ホ. ボラティリティ（ $\sigma$ ）：4年3ヶ月間（平成20年7月16日から平成24年10月15日）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

ヘ. 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に近似する国債の利子率

ト. 配当利回り (λ) : 直近事業年度の配当実績に基づき算出

チ. 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年10月16日から平成54年10月15日まで（以下、「行使可能期間」という）

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。

③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。

イ. 本新株予約権を単独の相続人が相続すること。

ロ. 本新株予約権を単独の相続人が行使すること。

ハ. 相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案

ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

三. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成24年10月16日発行

平成24年10月24日登記

令和7年12月31日新株予約権全部行使

令和 8年 1月 7日登記

芙蓉総合リース株式会社第6回新株予約権

新株予約権の数

420個

365個

357個

337個

319個

311個

294個

277個

260個

252個

244個

226個

218個

平成27年 4月30日変更

平成27年 7月31日変更

平成28年 4月30日変更

平成29年 8月31日変更

平成30年 2月28日変更

平成30年 5月31日変更

平成30年12月31日変更

平成31年 1月31日変更

平成31年 2月28日変更

平成31年 4月30日変更

令和 1年 5月31日変更

令和 1年 8月31日変更

平成27年 5月12日登記

平成27年 8月11日登記

平成28年 5月12日登記

平成29年 9月11日登記

平成30年 3月13日登記

平成30年 6月12日登記

平成31年 1月 9日登記

平成31年 2月12日登記

平成31年 3月12日登記

令和 1年 5月13日登記

令和 1年 6月11日登記

令和 1年 9月 9日登記

210個	令和 1年11月30日変更	令和 1年12月12日登記
202個	令和 2年 7月31日変更	令和 2年 8月11日登記
194個	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記
186個	令和 3年12月31日変更	令和 4年 1月11日登記
個		令和 4年 5月10日抹消
194個		令和 4年 5月10日抹消 により回復
202個		令和 4年 5月10日抹消 により回復
210個		令和 4年 5月10日抹消 により回復
192個	令和 2年 6月26日変更	令和 4年 5月10日登記
184個	令和 2年 7月31日変更	令和 4年 5月10日登記
176個	令和 3年 3月31日変更	令和 4年 5月10日登記
168個	令和 3年12月31日変更	令和 4年 5月10日登記
151個	令和 4年 5月31日変更	令和 4年 6月 7日登記
126個	令和 4年 9月30日変更	令和 4年10月 6日登記
118個	令和 5年 4月30日変更	令和 5年 5月 9日登記
63個	令和 5年 5月31日変更	令和 5年 6月 6日登記
46個	令和 6年 4月30日変更	令和 6年 5月 8日登記
28個	令和 6年 9月30日変更	令和 6年10月 7日登記
8個	令和 7年 8月31日変更	令和 7年 9月 4日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 4万2000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 3万6500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月12日登記  
当社普通株式 3万5700株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成27年 7月31日変更 平成27年 8月11日登記  
当社普通株式 3万3700株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）



平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月13日登記  
当社普通株式 2万2600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月11日登記  
当社普通株式 2万1800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 1年 8月31日変更 令和 1年 9月 9日登記  
当社普通株式 2万1000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 1年11月30日変更 令和 1年12月12日登記  
当社普通株式 2万200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 2年 7月31日変更 令和 2年 8月11日登記  
当社普通株式 1万9400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 3月31日変更 令和 3年 4月 9日登記  
当社普通株式 1万8600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年12月31日変更 令和 4年 1月11日登記  
令和 4年 5月10日抹消  
当社普通株式 1万9400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 5月10日抹消  
により回復

令和 4年 5月10日抹消  
当社普通株式 2万200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、

「付与株式数」という)は、新株予約権1個につき100株とする。)ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 5月10日抹消  
により回復

令和 4年 5月10日抹消  
当社普通株式 2万1000株(新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は、新株予約権1個につき100株とする。))ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 5月10日抹消  
により回復

当社普通株式 1万9200株(新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は、新株予約権1個につき100株とする。))ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 2年 6月26日変更 令和 4年 5月10日登記  
当社普通株式 1万8400株(新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は、新株予約権1個につき100株とする。))ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 2年 7月31日変更 令和 4年 5月10日登記  
当社普通株式 1万7600株(新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は、新株予約権1個につき100株とする。))ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 3月31日変更 令和 4年 5月10日登記  
当社普通株式 1万6800株(新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は、新株予約権1個につき100株とする。))ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 12月31日変更 令和 4年 5月10日登記  
当社普通株式 1万5100株(新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は、新株予約権1個につき100株とする。))ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 5月31日変更 令和 4年 6月 7日登記  
当社普通株式 1万2600株(新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は、新株予約権1個につき100株とする。))ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結

果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 9月30日変更 令和 4年10月 6日登記  
当社普通株式 1万1800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月 9日登記  
当社普通株式 6300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 5月31日変更 令和 5年 6月 6日登記  
当社普通株式 4600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 4月30日変更 令和 6年 5月 8日登記  
当社普通株式 2800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記  
当社普通株式 8400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 7年 4月 1日変更 令和 7年 4月 1日登記  
当社普通株式 2400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 7年 8月31日変更 令和 7年 9月 4日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとす旨各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-rt} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の $d_1$ および $d_2$ は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left[r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right] t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

②上記算式の記号の趣旨等

- イ. 1株当たりのオプション価格 (C)
- ロ. 株価 (S) : 平成25年10月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は翌取引日の基準値段)
- ハ. 行使価格 (X) : 1円
- ニ. 予想残存期間 (t) : 4年3ヶ月
- ホ. ボラティリティ (σ) : 4年3ヶ月間 (平成21年7月12日から平成25年10月11日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ヘ. 無リスクの利率 (r) : 残存年数が予想残存期間に近似する国債の利率
- ト. 配当利回り (λ) : 直近事業年度の配当実績に基づき算出
- チ. 標準正規分布の累積分布関数 (N(・))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間  
平成25年10月15日から平成35年10月14日まで (以下、「行使可能期間」という)

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日から5年間 (以下、「権利行使可能期間」という) が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。
- ③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。
  - イ. 本新株予約権を単独の相続人が相続すること。
  - ロ. 本新株予約権を単独の相続人が行使すること。
  - ハ. 相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合)、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
  - イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ロ. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
  - ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
  - ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成25年10月15日発行

平成25年10月23日登記

芙蓉総合リース株式会社第7回新株予約権

新株予約権の数

355個  
335個

318個

300個

282個

274個

266個

258個

241個

平成28年	4月30日変更	平成28年	5月12日登記
平成30年	5月31日変更	平成30年	6月12日登記
平成31年	1月31日変更	平成31年	2月12日登記
令和1年	5月31日変更	令和1年	6月11日登記
令和2年	3月31日変更	令和2年	4月10日登記
令和2年	11月30日変更	令和2年	12月8日登記
令和3年	1月31日変更	令和3年	2月10日登記

233個	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記
225個	令和 3年 7月31日変更	令和 3年 8月10日登記
208個	令和 4年 1月31日変更	令和 4年 2月 7日登記
200個	令和 4年 5月31日変更	令和 4年 6月 7日登記
192個	令和 5年 2月28日変更	令和 5年 3月 7日登記
138個	令和 5年 3月31日変更	令和 5年 4月 7日登記
121個	令和 5年 5月31日変更	令和 5年 6月 6日登記
113個	令和 6年 1月31日変更	令和 6年 2月 5日登記
95個	令和 6年 2月29日変更	令和 6年 3月 7日登記
78個	令和 6年 9月30日変更	令和 6年10月 7日登記
60個	令和 7年 3月31日変更	令和 7年 4月 1日登記
	令和 7年 4月30日変更	令和 7年 5月 2日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 3万5500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 3万3500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月12日登記  
当社普通株式 3万1800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 5月31日変更 平成30年 6月12日登記  
当社普通株式 3万株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成31年 1月31日変更 平成31年 2月12日登記  
当社普通株式 2万8200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月11日登記  
当社普通株式 2万7400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果

果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 2年 3月31日変更 令和 2年 4月10日登記  
当社普通株式 2万6600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 2年 11月30日変更 令和 2年 12月 8日登記  
当社普通株式 2万5800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月10日登記  
当社普通株式 2万4100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 3月31日変更 令和 3年 4月 9日登記  
当社普通株式 2万3300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 7月31日変更 令和 3年 8月10日登記  
当社普通株式 2万2500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 1月31日変更 令和 4年 2月 7日登記  
当社普通株式 2万800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 4年 5月31日変更 令和 4年 6月 7日登記  
当社普通株式 2万株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 2月28日変更 令和 5年 3月 7日登記  
当社普通株式 1万9200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、



整を行うことができる。

令和 7 年 4 月 3 0 日変更 令和 7 年 5 月 2 日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）  
により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に  
新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）  
とする。

①算式

$$C = S e^{-rt} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の $d_1$ および $d_2$ は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left[r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right] t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

②上記算式の記号の趣旨等

イ. 1株当たりのオプション価格（C）

ロ. 株価（S）：平成26年10月14日の東京証券取引所における当社  
普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）

ハ. 行使価格（X）：1円

ニ. 予想残存期間（t）：4年3ヶ月

ホ. ボラティリティ（ $\sigma$ ）：4年3ヶ月間（平成22年7月15日から平  
成26年10月14日まで）の各取引日における当社普通株式の普通  
取引の終値に基づき算出

ヘ. 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の  
利子率

ト. 配当利回り（ $\lambda$ ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出

チ. 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を  
行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を  
1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年10月15日から平成56年10月14日まで（以下、「行使可  
能期間」という）

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査  
役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応当日か  
ら5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限  
り、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取  
締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。

③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌  
日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場  
合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使す  
ることができる。

イ. 本新株予約権を単独の相続人が相続すること。

ロ. 本新株予約権を単独の相続人が行使すること。

ハ. 相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等  
により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役  
会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議  
が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定め  
る日に新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案

ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得に  
ついて当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承  
認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類  
の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式  
について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することにつ  
いての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成26年10月15日発行

平成26年10月22日登記

芙蓉総合リース株式会社第8回新株予約権

新株予約権の数

286個

273個

平成30年 5月31日変更

平成30年 6月12日登記

259個	令和 1年 5月31日変更	令和 1年 6月11日登記
253個	令和 2年 1月31日変更	令和 2年 2月12日登記
239個	令和 2年 2月29日変更	令和 2年 3月11日登記
233個	令和 2年11月30日変更	令和 2年12月 8日登記
220個	令和 3年 3月31日変更	令和 3年 4月 9日登記
214個	令和 3年12月31日変更	令和 4年 1月11日登記
208個	令和 4年 2月28日変更	令和 4年 3月 7日登記
202個	令和 4年 3月31日変更	令和 4年 4月 1日登記
189個	令和 4年 5月31日変更	令和 4年 6月 7日登記
183個	令和 4年 9月30日変更	令和 4年10月 6日登記
170個	令和 5年 3月31日変更	令和 5年 4月 7日登記
128個	令和 5年 5月31日変更	令和 5年 6月 6日登記
122個	令和 6年 2月29日変更	令和 6年 3月 7日登記
116個	令和 6年 3月31日変更	令和 6年 4月 1日登記
103個	令和 6年 4月30日変更	令和 6年 5月 8日登記
89個	令和 6年 9月30日変更	令和 6年10月 7日登記
75個	令和 7年 4月30日変更	令和 7年 5月 2日登記
63個	令和 7年10月31日変更	令和 7年11月 6日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 2万8600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 2万7300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 5月31日変更 平成30年 6月12日登記  
当社普通株式 2万5900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月11日登記  
当社普通株式 2万5300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 2年 1月31日変更 令和 2年 2月12日登記  
当社普通株式 2万3900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）



整を行うことができる。

令和 4年 9月30日変更 令和 4年10月 6日登記  
当社普通株式 1万7000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 3月31日変更 令和 5年 4月 7日登記  
当社普通株式 1万2800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 5年 5月31日変更 令和 5年 6月 6日登記  
当社普通株式 1万2200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 2月29日変更 令和 6年 3月 7日登記  
当社普通株式 1万1600株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 3月31日変更 令和 6年 4月 1日登記  
当社普通株式 1万300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 4月30日変更 令和 6年 5月 8日登記  
当社普通株式 8900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記  
当社普通株式 2万6700株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 7年 4月 1日変更 令和 7年 4月 1日登記  
当社普通株式 2万2500株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

令和 7年 4月30日変更 令和 7年 5月 2日登記  
当社普通株式 1万8900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、  
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結  
果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

令和 7年10月31日変更 令和 7年11月 6日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）  
により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に  
新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）  
とする。

①算式

$$C = S e^{-rt} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の $d_1$ および $d_2$ は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left[r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right] t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

②上記算式の記号の趣旨等

イ. 1株当たりのオプション価格（C）

ロ. 株価（S）：平成27年10月14日の東京証券取引所における当社  
普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）

ハ. 行使価格（X）：1円

ニ. 予想残存期間（t）：4年3ヶ月

ホ. ボラティリティ（ $\sigma$ ）：4年3ヶ月間（平成23年7月15日から平  
成27年10月14日まで）の各取引日における当社普通株式の普通  
取引の終値に基づき算出

ヘ. 無リスクの利率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の  
利率

ト. 配当利回り（ $\lambda$ ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出

チ. 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を  
行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を  
1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年10月15日から平成57年10月14日まで（以下、「行使可  
能期間」という）

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査  
役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後当日か  
ら5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限  
り、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取  
締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。

③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌  
日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場  
合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使す  
ることができる。

イ. 本新株予約権を単独の相続人が相続すること。

ロ. 本新株予約権を単独の相続人が行使すること。

ハ. 相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等  
により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役  
会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議  
が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定め  
る日に新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 当社が分割会社となる会社分割計画承認の議案

ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得に  
ついて当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承  
認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類

の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成27年10月15日発行

平成27年10月26日登記

芙蓉総合リース株式会社第9回新株予約権

新株予約権の数

347個

333個

319個

306個

294個

279個

266個

227個

221個

173個

167個

161個

155個

141個

135個

122個

108個

102個

96個

平成30年 5月31日変更

令和 3年 3月31日変更

令和 4年 1月31日変更

令和 4年 3月31日変更

令和 4年 5月31日変更

令和 5年 1月31日変更

令和 5年 3月31日変更

令和 5年 4月30日変更

令和 5年 5月31日変更

令和 6年 2月29日変更

令和 6年 3月31日変更

令和 6年 7月31日変更

令和 6年 9月30日変更

令和 6年10月31日変更

令和 7年 3月31日変更

令和 7年 4月30日変更

令和 7年 5月31日変更

令和 7年10月31日変更

平成30年 6月12日登記

令和 3年 4月 9日登記

令和 4年 2月 7日登記

令和 4年 4月 1日登記

令和 4年 6月 7日登記

令和 5年 2月 7日登記

令和 5年 4月 7日登記

令和 5年 5月 9日登記

令和 5年 6月 6日登記

令和 6年 3月 7日登記

令和 6年 4月 1日登記

令和 6年 8月 6日登記

令和 6年10月 7日登記

令和 6年11月 5日登記

令和 7年 4月 1日登記

令和 7年 5月 2日登記

令和 7年 6月 4日登記

令和 7年11月 6日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 3万4700株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 3万3300株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 5月31日変更

令和 3年 3月31日変更

平成30年 6月12日登記

令和 3年 4月 9日登記

当社普通株式 3万1900株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和 3年 3月31日変更

令和 3年 4月 9日登記





果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和7年5月31日変更 令和7年6月4日登記  
当社普通株式 2万8800株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

令和7年10月31日変更 令和7年11月6日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

①算式

$$C = S e^{-rt} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の $d_1$ および $d_2$ は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left[r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right] t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

②上記算式の記号の趣旨等

- イ. 1株当たりのオプション価格（C）
- ロ. 株価（S）：平成28年10月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）
- ハ. 行使価格（X）：1円
- ニ. 予想残存期間（t）：4年3ヶ月
- ホ. ボラティリティ（ $\sigma$ ）：4年3ヶ月間（平成24年7月14日から平成28年10月13日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ヘ. 無リスクの利率（r）：残存年数が予想残存期間に近似する国債の利率
- ト. 配当利回り（ $\lambda$ ）：直近事業年度の配当実績に基づき算出
- チ. 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月14日から平成28年10月13日まで（以下、「行使可能期間」という）

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後当日から5年間（以下、「権利行使可能期間」という）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。
- ③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。
  - イ. 本新株予約権を単独の相続人が相続すること。
  - ロ. 本新株予約権を単独の相続人が行使すること。
  - ハ. 相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
  - イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ロ. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
  - ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
  - ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成28年10月14日発行

平成28年10月25日登記

芙蓉総合リース株式会社第10回新株予約権  
新株予約権の数

222個

213個

令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月10日登記

204個

令和 4年 2月28日変更 令和 4年 3月 7日登記

200個

令和 4年 3月31日変更 令和 4年 4月 1日登記

190個

令和 4年 5月31日変更 令和 4年 6月 7日登記

181個

令和 5年 3月31日変更 令和 5年 4月 7日登記

177個

令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月 9日登記

145個

令和 5年 5月31日変更 令和 5年 6月 6日登記

136個

令和 5年 7月31日変更 令和 5年 8月 3日登記

132個

令和 5年11月30日変更 令和 5年12月 5日登記

128個

令和 5年12月31日変更 令和 6年 1月10日登記

119個

令和 6年 1月31日変更 令和 6年 2月 5日登記

115個

令和 6年 2月29日変更 令和 6年 3月 7日登記

111個

令和 6年 3月31日変更 令和 6年 4月 1日登記

110個

令和 6年 7月31日変更 令和 6年 8月 6日登記

101個

令和 6年 9月30日変更 令和 6年10月 7日登記

92個

令和 6年10月31日変更 令和 6年11月 5日登記

88個

令和 6年11月30日変更 令和 6年12月 5日登記

87個

令和 7年 2月28日変更 令和 7年 3月 4日登記

78個

令和 7年 4月30日変更 令和 7年 5月 2日登記

74個

令和 7年 5月31日変更 令和 7年 6月 4日登記

64個

令和 7年 8月31日変更 令和 7年 9月 4日登記

60個

令和 7年10月31日変更 令和 7年11月 6日登記

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個

60個





調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

令和 6年 1月 30日変更 令和 6年 1月 25日登記  
当社普通株式 8700株（新株予約権の目的である株式の数（以下、「付  
与株式数」という）は、新株予約権1個につき100株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

令和 7年 2月 28日変更 令和 7年 3月 4日登記  
当社普通株式 2万6100株（新株予約権の目的である株式の数（以下、  
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

令和 7年 4月 1日変更 令和 7年 4月 1日登記  
当社普通株式 2万3400株（新株予約権の目的である株式の数（以下、  
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

令和 7年 4月 30日変更 令和 7年 5月 2日登記  
当社普通株式 2万2200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、  
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

令和 7年 5月 31日変更 令和 7年 6月 4日登記  
当社普通株式 1万9200株（新株予約権の目的である株式の数（以下、  
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

令和 7年 8月 31日変更 令和 7年 9月 4日登記  
当社普通株式 1万8000株（新株予約権の目的である株式の数（以下、  
「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき300株とする。）

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）  
または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果  
生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない  
事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調  
整を行うことができる。

令和 7年 10月 31日変更 令和 7年 11月 6日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
各新株予約権の払込金額は、次の①の算式（ブラックショールズモデル）に  
より、次の②の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新  
株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）  
とする。

①算式

$$C = S e^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

上記算式中の $d_1$ および $d_2$ は次のとおり

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left[r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right] t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$d_2 =$

	$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$ <p>②上記算式の記号の趣旨等</p> <p>イ. 1株当たりのオプション価格 (C)</p> <p>ロ. 株価 (S) : 平成29年10月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は翌取引日の基準値段)</p> <p>ハ. 行使価格 (X) : 1円</p> <p>ニ. 予想残存期間 (t) : 4年3ヶ月</p> <p>ホ. ボラティリティ (<math>\sigma</math>) : 4年3ヶ月間 (平成25年7月14日から平成29年10月13日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出</p> <p>ヘ. 無リスクの利率 (r) : 残存年数が予想残存期間に近似する国債の利率</p> <p>ト. 配当利回り (<math>\lambda</math>) : 直近事業年度の配当実績に基づき算出</p> <p>チ. 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成29年10月16日から平成59年10月15日まで (以下、「行使可能期間」という)</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後当日から5年間 (以下、「権利行使可能期間」という) が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。</p> <p>③当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、以下の全ての条件を充足すれば、相続人において新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ. 本新株予約権を単独の相続人が相続すること。</p> <p>ロ. 本新株予約権を単独の相続人が行使すること。</p> <p>ハ. 相続の開始日から1年以内に本新株予約権を行使すること。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>①当社は、新株予約権者が上記の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合)、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>ロ. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <p>ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、または当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>
	平成29年10月16日発行 平成29年10月27日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年7月11日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年7月11日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成11年5月20日移記

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。